

## ■差別と思われる事例収集について

### 1 府ホームページによる案内文

#### 差別と思われる事例をお寄せください

##### 1 趣 旨

大阪府では、「人権尊重の社会づくり条例」のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するため、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」を府政推進の基本理念に掲げ、人権施策を推進しています。

こうした中、昨年6月に、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につながることを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。

大阪府では、府民の障がい理解の促進や障がいを理由とした差別の解消を推進するため、昨年、障がいを理由とした差別と思われる事例を集め、現在、「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示すガイドラインの策定を検討しています。

これと併せて、障がい以外を理由とする差別の解消を推進するためのガイドラインについても検討することとしており、そのための基礎資料とするために、大阪府内における差別と思われる事例をお寄せいただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

##### 2 募集期間

平成26年9月12日（金曜日）から10月31日（金曜日）まで

##### 3 留意いただきたい事項

- ・応募者が差別と思われた大阪府内の事例をお寄せください。ただし、障がいを理由としたものは除きます（昨年度募集済み）。

- ・所定の応募用紙でご応募ください（個人が特定される情報（住所、名前など）を書いていただく必要はありません。）
- ・お寄せいただいた事例への回答は行いませんのでご了承ください。

#### 4 提出方法

応募用紙にご記入の上、以下の送付先まで、電子メール、ファクシミリまたは郵送により提出してください。

##### 【送付先】

大阪府府民文化部人権局 人権擁護課 擁護・調整グループ

※電子メール [jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※ファクシミリ番号 06-6210-9286

※郵送 〒540-8570

（専用郵便番号なので、住所の記入は不要です）

#### 5 問い合わせ先

大阪府府民文化部人権局 人権擁護課 擁護・調整グループ

電話 06-6941-0351（内線2392）

## 「差別と思われる事例」応募用紙

- 1 「差別を受けたと思った」、「差別を受けている場面を見た」ことなどをお書きください。  
また、「改善の方法」や「こうしてほしかった」ことがあればお書きください。

事 例 の 内 容 (できる限り具体的に書いてください)	改 善 の 方 法 (できれば書いてください)

※あわせて 400 字以内でお書きください。

※書ききれない場合は、別紙でご回答いただいても結構です。

- 2 「1」の差別を受けた理由は何だと思えますか。(ア)から(ク)で選んでください。  
(複数回答可)

(ア) 女 性	(イ) 子 ども	(ウ) 高 齢 者	(エ) 同 和 問 題
(オ) 外 国 人	(カ) 疾 病 (病名:		)
(キ) セクシャル・マイノリティ			
(ク) そ の 他 (			)

- 3 「1」について、どうされたか、お書きください。

- ① 誰かに相談しましたか。(ア)から(オ)で選んでください。(複数回答可)

(ア) 市町村や行政の窓口相談した
(イ) 家族、友人、知人に相談した
(ウ) 支援団体に相談した
(エ) その他の相談先 ( )
(オ) 誰にも相談していない

- ② 相談先の対応はどうでしたか。

--

～ご協力ありがとうございました～



## 2 当事者（支援）団体ヒアリングについて（H26.9～11 実施）

### ■ヒアリング先（事業の概要説明を含む）

人権課題	団体名	備考
女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特活)しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西</li> <li>・働く女性の人権センターいこ☆る</li> </ul>	
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CVV（Children's Views&amp;Voices）</li> </ul>	児童養護施設の子ども等支援
同和問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落解放同盟大阪府連合会</li> <li>・民主主義と人権を守る府民連合</li> <li>・全日本同和会大阪府連合会</li> <li>・自由同和会大阪府本部</li> </ul>	
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)とよなか国際交流協会</li> <li>・(特活)とんだばやし国際交流協会</li> <li>・在日本大韓民国民団大阪府地方本部</li> <li>・(特活)コリア NGO センター</li> <li>・RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）</li> </ul>	
疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特活)HIV と人権・情報センター関西支部</li> <li>・(特活)CHARM（チャーム）</li> <li>・(特活)大阪難病連</li> <li>・ハンセン病回復者支援センター</li> </ul>	
刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)よりそいネットおおさか大阪府地域生活定着支援センター</li> </ul>	
セクシャル・マイノリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特活)虹色ダイバーシティ</li> <li>・QWRC（くおーく）</li> </ul>	
見た目問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルビノ・ドーナツの会</li> </ul>	

### ■ヒアリングで出された主な事例・意見等の概要

<p><b>●女性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の上司で、部下の女性からアドバイス、提案等されるのが許せない人がおり、不当な評価をされる。</li> <li>・セクハラを受けても、有期雇用で更新してもらえなくなるので泣き寝入りするしか</li> </ul>
--

ない。

- ・ひとり親の場合、子どもが塾を出したら困るという理由で、就業を断られたり退職に追いやられたりする。
- ・民生委員ですら、「訪問したら男がいた」とか、「ペーパー離婚が多い」とかを口外するなど、母子家庭で生活保護を受けている人に対して冷ややかである。
- ・同じ「ひとり親」でも、なり方によって制度的な差別が存在する。所得税の寡婦控除は、①死別であればずっと適用され、②離婚であれば子が 18 歳になるまで適用され、③未婚であれば適用されない。このことは税金だけではなく、保育料の決定などにも影響してくる。保育料については、自治体によってはようやく「みなし寡婦控除」という形で対応が取られ始めているが、寡婦控除そのものの仕組みは変わっていない。

### ●子ども（児童養護施設で育った子ども）

- ・保育士として採用がほぼ決まっていたのに、施設にいるとわかったら落とされた。
- ・高校生のころ、施設にいることを理由にアルバイトを断られた。アルバイトを探すにしても、保護者を書かなくてもよい簡単な履歴書ですむところだけになる。
- ・保証人がいない場合が多いので、賃貸住宅や携帯電話などの契約をするのが難しい。高校卒業後は施設を出なくてはならないので、住居の問題は切実である。
- ・住宅を借りられなければ寮付きの仕事しか選べない。そういうところは、給料が安かったり、労働条件が悪いところが多い。
- ・進路選択の幅が狭くなる。大学に進学したくてもお金がないので行けない。奨学金を借りると、大きな借金を抱えることになる。
- ・児童福祉施設が非行少年の更正施設と思われていて、「悪いことしたらあそこの施設に入れられるよ」などと言われることがある。ある地域で施設建設の反対運動があったという話も聞く。
- ・安定した仕事に就いている人は少ない。水商売だと保証人が要らないので、そういう夜の仕事に就く人は多い。

### ●外国人

- ・ある不動産業者のアンケートには国籍を書く欄があり、業者はそれを確認した上で、紹介する物件を選んでいる。
- ・生活困窮世帯のフィリピン人家族が不動産業者で賃貸契約を結ぼうとしたときに、「賃借人も連帯保証人も外国人だと、家主が断ってくるかもしれない」と言われた。
- ・在日韓国人が、店主から「接客業だから本名を名乗るのはやめてほしい」と言われた。

- ・病院で、内科の受診歴がある妊婦がそれにもかかわらず、産婦人科を受診しようとしたところ、病院側から日本語が分からないことを理由に拒否された（通訳者をつけても無理と言われた）。
- ・個人が「私は韓国人が嫌いだ」とか偏見を持つのは仕方ないと思うが、制度的な差別は無くしていかないといけない。外国人だからこの職には就けないとか、受験資格すら与えられないものがある。
- ・外国人（難民）の場合、漢字表記だけだとわからない方がほとんどである。日本語を勉強している人は、ひらがな、カタカナは結構読めるので、多言語表記よりもフリガナ（できればローマ字）を振ってほしい。
- ・「難民」そのものが理解されていない。難民への支援と聞くと、貧しい人に対する上から目線の『施し』のような感覚の人が多。

## ●疾病

- ・『HIV』感染して薬が処方されるようになった場合、障害者手帳が本人に交付されるが、そのことを業務上知った社員が本人の承諾もなく社長に報告したところ、社長は、感染者である社員に対して「そういう人が会社にいてくるとは困る」として解雇させた。
- ・厚労省指定の「エイズ拠点病院」が全国に **370** ほど定められており、本来、エイズ患者の診察、治療を行わなければならないが、中には、エイズだと分かると、「診療できません」と言って断る病院もある。
- ・歯医者でも、エイズ患者は受け入れないという方針をとっているところが多い。エイズ患者は免疫力が低下しているため、最も医療行為が必要な存在であるが、差別的取扱いを受けることによって病院に行くことが億劫になり、重症化する傾向にある。
- ・レックリングハウゼン病（皮膚にイボのようなものが出る症状）の女性が公衆浴場で、番台にいた経営者から他のお客さんの前で、「来るのは **11** 時以降にしてくれるか」と言われた。
- ・身元調査をされて親戚にハンセン病回復者がいることが分かったことで、結婚が破談になった事例。
- ・自らが難病患者であることをオープンにすべきか、クローズのままのほうがよいのか、という相談がある。オープンにして採用試験をうければ、休憩時間や休憩場所などの配慮が期待できるが、実態としては採用されずに就職できない。
- ・ハンセン病回復者に対する差別は、「見た目」によるところが大きい。これを解消していくためには、交流して意識を変化させていくほかない。そういう意味では、施設入所者をすべて故郷に戻すことが望ましいが、あまりに長く隔離されていたため、かえって差別を深めてしまう懸念もある。

### ●セクシャル・マイノリティ

- ・内定者の集まりの中でトランスジェンダーであることがわかり、内定を取り消された事例。性別を決めろと言われ、辞退に追い込まれたもの。
- ・トランスジェンダーの多くの人が前例がないからと辞めさせられている。表向きの理由は、服装違反、協調性がない、わがまま、などをあげられる。
- ・トランスジェンダーの方で、女性になることは認めるが、給料も女性並みにするといわれ減らされた事例。仕事内容はそれまでと同じで、それにお茶汲み等がプラスされた。
- ・医師に本当のことが言えなくて病院に行くのを嫌がる人が多い。保険証、名前と見た目が違うため、受付で名前を呼ばれていくのが苦痛。
- ・履歴書に性別記載欄があるのはおかしい。また、出身が女子校、男子校だとトランスジェンダーであることがわかってしまう。
- ・企業の採用担当者の理解（勉強）不足で、面接中に性別のことばかり聞かれて時間がなくなり、やる気等の質問までされない。
- ・パートナーが亡くなった後、遺産が受け取れないので、養子縁組をすることが多い。ただ、養子縁組を悪用した犯罪があるため、年齢の近い養子には厳しくなっている。

### ●刑を終えて出所した人

- ・執行猶予の判決を受けたので刑務所には入っていないが、ネットで名前を検索すると逮捕者として名前が残っているがために、いつまでたっても就職できない。
- ・介護事業者が行う各種サービス提供において、本人の個性（人間性）が災いし事業者間でもサービス提供に苦慮しているという話も聞く。あるグループホームの管理人は、本人の人間性が共同生活には相容れないということで退室を命じたという事例。
- ・出所後、団体生活に馴染めない方もいるので救護施設に身をおいても出て行ってしまい、そのことが再犯を招く結果にもなることもある。
- ・出所に当たっては、何処に住みたいのか希望を聞くが、その際に身元引受人の問題や、敷金礼金家賃 3 か月分といった経済的問題が起きる。

### ●見た目問題

- ・アルビノの場合、就職（アルバイトも含む）するときカラーコードで不採用になる。一例として、百貨店内に入っている店舗では採用OKでも、百貨店の規定でフロアによって髪は黒くないとダメとされて不採用になった。



- ・スポーツジムでプールを利用するときに、感染の心配がない病気だという診断書を持ってくるようにいわれた。
- ・飲食店で、他の客の迷惑になるからと入店を拒否された。また、店内で隣のテーブルの客に酒が不味くなるといわれた事例があった。
- ・学校では、視力については配慮があるが日焼けについては配慮してくれない。夏に長袖のシャツを着て登校するとか、窓側の席を避けてくれるとかが認められない。
- ・遺伝を気にして結婚に反対されるなど、情報不足で正しい情報が伝わっていない。
- ・家族内では症状の話がタブーになってしまう。例えば、学校でいじめられたときでも、母親がきちんと産んであげられなかったとって自分を責める場合があるので、言い出せない。